

## 竹原市まちなか賑わい創業支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、まちなかの賑わいを創出する創業を支援するため、まちなかにある空き店舗及び空き家（以下「空き店舗等」という。）を改修する費用の一部を予算の範囲内において助成することについて、竹原市補助金交付規則（昭和35年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 営業その他事業の用に供されていた建物で、1ヶ月以上利用されていない状態のもの（大型商業施設内のテナント型店舗及び合計面積がおおむね500平方メートルを超える店舗を除く。）。この場合において、イベントなど一時的な利用のみの場合は、これに含むものとする。
- (2) 空き家 町並み保存地区及びその周辺並びに忠海駅前の近隣商業地域及びその周辺に位置する空き家で、1ヶ月以上居住の用に供されていない状態のもの。この場合において、空き家バンクに登録されていた物件で居住後2年間が経過していない場合は、これに含むものとする。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に基づく中小企業者（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる営業を行う者を除く。）又は各種団体（政治活動及び宗教活動を行う団体は除く。）で店舗経営を行う者又はこれから行おうとする者をいう。
- (4) 商店街団体 市内に存する次に掲げる団体をいう。
  - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合
  - イ 商店街を形成する任意の団体であって、市長が認めるもの
- (5) 創業者 これから創業しようとする者（支店等を開設しようとする者を

含む。)であって、空き店舗等を改修し営業活動を行うために個人開業する者又は法人の設立を行い、その代表となる者をいう。

(助成対象者等)

第3条 この要綱による助成金の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。),助成率,助成上限額,助成対象経費及び助成条件は,次のとおりとする。

助成対象者	助成率及び助成上限額	助成対象経費	助成条件
<p>別表に定める竹原駅から町並み保存地区を結ぶルート沿い及び忠海駅前近隣商業地域(当該ルート及び地域の周辺おおむね100mを含む。)に位置する空き店舗等を活用する中小企業者,商店街団体又は創業者</p>	<p>助成率 1/2</p> <p>助成上限額 100万円</p>	<p>内装工事,外装工事,給排水工事,サイン工事,電気工事及び不要物の撤去に要する経費(カーテン・固定しない照明等の備品購入,造成工事,造園工事,水道加入金は除く。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) まちなかの賑わいに大きく寄与する小売業,飲食業,宿泊業,サービス業,情報サービス業,インターネット附随サービス業,映像・音声・文字情報制作業(専ら情報通信の技術を利用する方法により行う事業に限る。),学術・開発研究機関,広告業(専ら情報通信の技術を利用する方法により行う事業に限る。),デザイン業(専ら情報通信の技術を利用する方法により行う事業に限る。),コールセンター業を対象とする。</li> <li>(2) 対象区域から移転した者は,助成対象者から除く。</li> <li>(3) 町並み保存地区及びその周辺並びに忠海駅前近隣商業地域及びその周辺の空き家を用いた改修にあつては,住居スペース部分は助成対象外とする。</li> <li>(4) 営業時間が午後4時以降のみ又は営業日数が週4日に満たない場合は,助成の対象外とする。</li> <li>(5) 改修工事の発注は,市内に住所又は事務所を有する事業者を優先すること。</li> <li>(6) 竹原市木造住宅耐震改修補助事業実施要綱(平成26年竹原市告示第70号)又は竹原市伝統的建造物群保存地区保存助成金交付要綱(昭和57年竹原市教育委員会告示第3号)に基づく補助金又は助成金の交付を受ける場合にあつては,当該補助金又は助成金の対象経費は,この要綱による助成の対象外とする。</li> <li>(7) (1)に掲げる事業の実施に際しては,市内居住者の雇用に努めること。</li> <li>(8) 中小企業者又は創業者にあつては,申請年度を含め過去5年度間に本助成金の交付を受けている者は,助成対象者から除く。</li> <li>(9) 申請年度を含め過去5年度間に本助成金の交付を受けている空き店舗等の改修</li> </ol>

			にあつては、助成の対象外とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。
--	--	--	---

2 前項による助成金に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の条件)

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、助成対象者から除く。

- (1) 納期の到来している市税を滞納している者
- (2) 助成対象事業を、事業年度の3月15日までに終了し、当該事業終了後の翌月から3ヶ月以内に営業しない者
- (3) 開業から継続して5年以上営業しない者
- (4) 店舗の開店日までに法人設置の届出又は開業の届出をしない者
- (5) 開店に際して許認可その他法律に基づく資格が必要な場合において、当該資格を取得していない者又は開店までに取得する見込みがない者
- (6) 空き店舗改修に係り必要な許認可を得ていない者又は得る見込みのない者
- (7) 代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (9) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (10) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (11) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど、直接若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (12) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (13) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (14) この助成金の交付決定以前に助成対象となる工事等（以下「助成対象事業」という。）に着手している者
- (15) その他市長が不適切と認める者  
（交付申請）

第5条 助成金の交付を申請しようとする者は、まちなか賑わい創業支援事業助成金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 開業計画書（別記様式第4号）
- (4) 見積書及び経費の内訳書
- (5) 空き店舗等に係る登記事項証明書その他空き店舗等の所有者が確認できる書類
- (6) 貸借している空き店舗等を改修する場合は、賃貸借契約書の写し及び空き店舗等の改修に係る同意書
- (7) 空き店舗等改装の設計図書
- (8) 空き店舗等の現況がわかる写真及び位置図、平面図
- (9) 認可その他資格を証明する書類の写し（開業に必要な場合に限る。）
- (10) 法人の場合は法人設立、設置届出書（控）の写し、個人の場合は開業届出書（控）の写し
- (11) 市税の滞納がない証明書
- (12) 自己資金がある場合は、これを証明する資料（預金通帳の写しなど）
- (13) 決算に関する書類（法人の場合は決算報告書、個人の場合は所得税青色申告決算書又は収支内訳書。ただし、創業者の場合は、添付を要しない。）
- (14) 定款、規約、会則等（法人の場合に限る。）
- (15) 事業の実施、出店者等を決定した総会等の議事録の写し（商店街団体の場合に限る。）
- (16) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第5号）
- (17) 同意書（別記様式第6号）

(18) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは速やかにその内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、まちなか賑わい創業支援事業助成金交付決定通知書（別記様式第7号）により、交付しないと決定したときはまちなか賑わい創業支援事業助成金不交付決定通知書（別記様式第8号）により助成対象者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要な限度において条件を付すことがある。

3 申請者は、第1項の交付決定通知書の交付を受けるまでは、助成対象事業に着手してはならない。

(助成対象事業の内容変更等)

第7条 助成対象者が、助成対象事業の内容を変更、中止又は廃止（以下「変更等」という。）しようとするときは、あらかじめ、まちなか賑わい創業支援事業変更等承認申請書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更等を承認するときは、まちなか賑わい創業支援事業変更等承認通知書（別記様式第10号）により、助成対象者に対して通知するものとする。

(事業実績報告)

第8条 助成金の交付の決定を受けた者は、助成対象事業が完了したときは、速やかにまちなか賑わい創業支援事業実績報告書（別記様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式第12号）
- (2) 事業収支決算書（別記様式第13号）
- (3) 領収書又は支払いを証明する書類の写し
- (4) 助成対象事業に係る契約書の写し
- (5) 助成対象事業の実施前後が確認できる写真又は書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告に係る助成対象事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、これに適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、まちなか賑わい創業支援事業助成金確定通知書(別記様式第14号)により助成金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、まちなか賑わい創業支援事業助成金交付請求書(別記様式第15号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、助成金交付の決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 法令、規則、この要綱又は助成金交付決定通知に付した条件に違反したとき。
- (2) 市長に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (4) その他助成金を交付することが不相当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、まちなか賑わい創業支援事業助成金交付決定(全部、一部)取消通知書(別記様式第16号)により、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(返還請求)

第12条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、まちなか賑わい創業支援事業助成金返還命令書(別記様式第17号)により助成金の返還を請求するものとする。

(法令遵守)

第13条 助成対象者は、法令等を遵守し、誠実に事業を実施しなければならない。

(事業協力)

第14条 助成対象者は、助成対象となる店舗等が商店街内にある場合は当該商店街団体に加入し、当該商店街が実施する事業に積極的に協力するよう努める。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月14日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた助成金については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則（令和2年1月31日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月13日）

この要綱は、令和2年4月13日から施行する。

附 則（令和2年11月4日）

この要綱は、令和2年11月4日から施行する。

附 則（令和4年2月16日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。